

**1 計画策定の背景及び目的**

近年、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しており、本市においても今後同様の事態が想定されます。復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として策定するものです。

**2 計画の位置付け**

本計画は「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月、環境省)に基づき、「栃木県災害廃棄物処理計画(第2版)」(令和3年7月)、「大田原市地域防災計画」(令和3年2月)、「第2次大田原市一般廃棄物処理計画(平成28年3月)等の関連計画と整合性を図りつつ、基本的な考え方や処理方法等を示します。

**3 計画の対象とする災害、廃棄物**

市地域防災計画で想定する風水害、震災、火災災害、その他自然災害(自然災害に伴い発生するもの)を対象とします。

地震や水害等の自然災害により発生する廃棄物、被災した住民が排出する廃棄物、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿を対象とします。

**4 災害の規模と災害廃棄物の発生**

市防災計画(栃木県地震被害想定調査結果)における災害のうち、地震(震災対策編 地震被害想定)における最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い規模をM6.9と想定しています。

**5 地震による災害廃棄物の発生量の推計**

市防災計画(栃木県地震被害想定調査結果)では、市直下型で約179,000トンの災害廃棄物が発生すると想定しています。

**6 災害廃棄物処理の基本方針**

災害が発生した場合は、基本方針に基づき速やかに具体的な処理方針を定めて処理します。

項目	方針内容
1. 適正かつ円滑・迅速な処理 (日常生活の再建)	市民の生活再建の早期実現を図るため、処理期間を定め時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行うとともに広域での処理が必要な場合は、近隣市町や県等と協力して周辺や広域での処理を進める。
2. リサイクルの推進 (廃棄物の低減)	徹底した分別・選別により再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3. 環境に配慮した処理 (環境負荷の低減)	災害時における周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4. 衛生的な処理 (生活環境配慮)	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5. 安全作業の確保 (安全配慮)	住宅地での撤去等の作業や、仮置場での搬出入作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
6. 経済性に配慮した処理 (経済性配慮)	可能な限り費用を抑えた処理方法を選択する。
7. 関係機関・関係団体や市民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携 (連携推進)	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合その他災害ボランティアや事業者、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。 様々な情報を提供し連携を図り、理解と協力を得て処理を推進する。

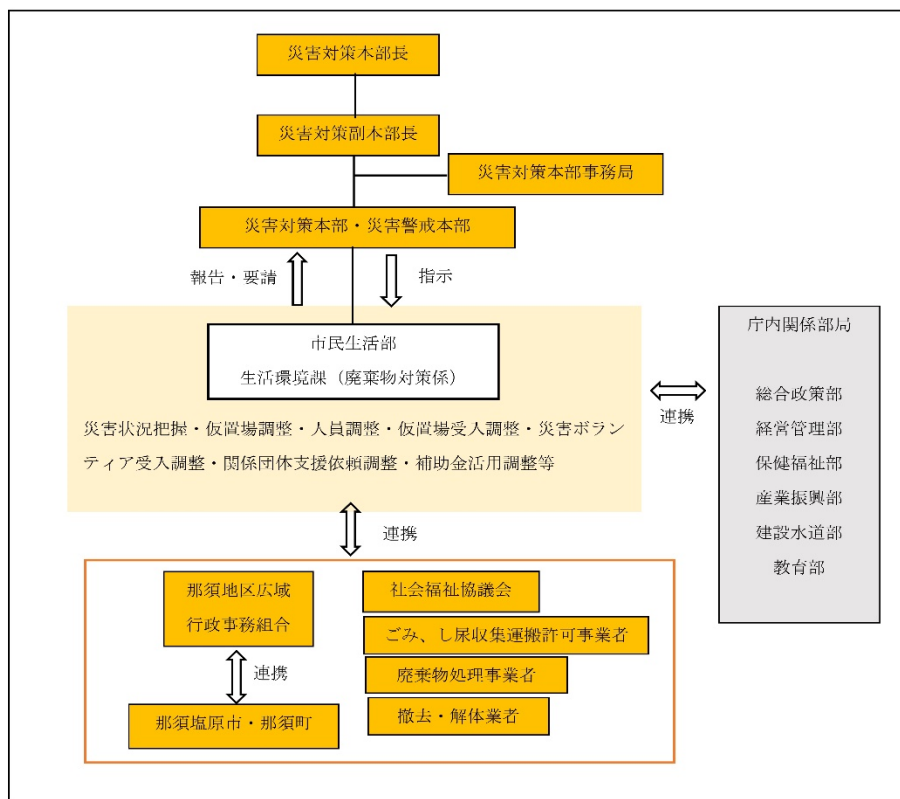
**7 処理目標期間の設定**

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定しますが、大規模災害においても『3年以内の処理完了』を目指します。

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害 応急 対応	初動期	人命が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う時期)	～3か月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

## 8 災害時の組織体制

災害対策本部及び関係部局、那須地区広域行政事務組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応します。



## 9 連絡体制・関係機関等との連携

平時には、県や那須地区広域行政事務組合・関係市町の連絡窓口を整理し、必要に応じて情報の共有を図ります。また、ごみ・し尿収集運搬許可事業者等との連絡窓口及び方法を整理します。

災害廃棄物処理のための人員や資機材の不足等、本市単独で対応しきれない場合は、災害支援協定等に基づき、県や県内市町・那須地区広域行政事務組合を含めた県内一部事務組合に支援を求め連携して対応します。また、(公社) 栃木県産業資源循環協会等の関係団体へ支援を要請し災害廃棄物処理を実施します。

被災家屋等から排出する片付けごみ、搬出された片付けごみを運搬する作業は、災害ボランティアの協力が必要であり、災害ボランティアに対して作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要です。そのため、社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターに情報提供を行うなど周知を図ります。